

## 第10回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日時 平成17年5月21日（土）10時00分～12時00分

場所 鎌倉市役所 講堂（第3分庁舎1階）

出席委員 松原康雄委員長 富田英雄副委員長 石井孝子委員 加藤邦子委員  
浅井茂幸委員 新保幸男委員 四方耀子委員

こども福祉課長 おはようございます。定刻より少し前ですが、皆さんおそろいいただきましたので、ただいまから第10回の児童福祉審議会を開催させていただきます。

本日の委員の方々の出席状況でございますが、全員のご出席をいただいておりますので、条例第7条第2項の規定によりまして審議会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、松原委員長よろしくお願いいいたします。

松原委員長 開会に先立ちまして傍聴者に入場していただきたいと思えます。

松原委員長 おはようございます。それでは、第10回の鎌倉市児童福祉審議会を開催させていただきます。

前回までのご議論の中で、我々はこの児童福祉審議会の柱の中の二つ、放課後児童対策と子どもの虐待に関する施策についてご議論いただきました。そしてそれぞれ担当部長に中間報告をお渡しし、前回は、最後に市長と懇談の時間をとることができました。今回から、三つ目の柱になります「ひとり親対策について」ご議論を開始をしていただきたいと思えます。子どもにとってはさまざまな問題がありますけれども、ひとり親の世帯の方々の子育ての支援というのも大切な課題だと思えますので、今後また委員の方々のご熱心なご議論等、貴重なご示唆をいただきたいと思っております。

それでは、早速審議に入ります。年度が変り、委員、あるいは職員の方々の異動というのがありましたので、まずご紹介、確認から進めていきたいと思えます。

事務局でよろしくお願いいいたします。

こども福祉課長 それでは委員の交代についてご報告をさせていただきます。本年4月1日付の神奈川県の人権異動に伴いまして、中央児童相談所副所長加藤芳明委員が厚木児童相談所所長として異動されました。このため後任の浅井茂幸中央児童相談所副所長に新たに委員をお願いしましたのでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

松原委員長 浅井委員何か一言。

浅井委員 この4月に中央児童相談所の副所長としてまいりました浅井です。よろしくお願いいいたします。

神奈川県の子どもの人権事業の立ち上げに携わりまして、その後は介護保険の業務にずっと携わってまいりました。このため、まだ児童制度のところではまだまだ理解が行き届いて

ないところがありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

松原委員長 それでは、引き続いて職員の方々の異動のご紹介をお願いいたします。

こども福祉課長 本年4月1日付、本市の人事異動に伴い新たに幹事及び書記となりました、あるいは所属が変更となりました職員について紹介をさせていただきます。

まず初めに、保健福祉部次長兼社会福祉課長の石井です。

市民健康課長の渡邊でございます。

こども局推進担当部長の原でございます。

こども局推進担当課長の古谷でございます。

教育総務部学校教育課長の飯尾でございます。

生涯学習部長の小松でございます。

生涯学習部次長の神田でございます。

保健福祉部こども福祉課課長代理の鷲塚でございます。

市民健康課保健指導担当係長兼こどもと家庭の相談室担当係長の渡邊でございます。

最後に私、こども福祉課長の小嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

松原委員長 ありがとうございます。

それでは会議次第の3番目、報告をお願いします。

青少年課長 平成16年11月26日児童福祉審議会から放課後児童対策につきまして中間報告をいただきましたので、その後の対応状況についてご報告をさせていただきます。

まず、子どもの家の開設時間につきましては、従来平日においては午後6時までとしておりましたが、平成17年4月から午後7時まで1時間延長をしました。午後6時以降の職員体制は、原則として指導員とアルバイトの複数で対応し、保護者からの事前申し込み制で実施しています。利用料は通常の利用料とは別に実費相当分として児童1人当たり月額2,300円。第2子以降はその半額を徴収しています。利用状況は5月1日現在で子どもの家15施設中12施設で実施しており、申し込み児童総数は62名。1施設当たりでは、多い施設で10名、少ない施設で2名、平均5名の利用となっています。今後につきましては、時間延長に対応するためのアルバイト職員の安定的確保と長期休み中の早朝開設に向けて、課題の整理に取り組む所存でございます。

次に職員体制の充実ですが、平成17年度、新たに7名の指導員を採用しました。これにより夜間延長への対応にとどまらず、通常の時間帯における指導員体制の充実や特別な配慮が必要な児童への対応など、複合的な効果が発揮できるものと考えています。今後も保護者や職員の意見も踏まえつつ、職員体制や職員制度の充実に向け努力していきたいと思っております。

特別な配慮が必要な児童は、平成17年5月の時点で9施設、19名となっており、平成16年度と比較し3名の増加となっています。植木子どもの家を除く14施設すべてにシャワー設備がないことから、今年度は3施設を目標にシャワーを設置する予定であり、障害児受

け入れのための施設整備を計画的に行っていく予定です。今後とも同審議会からいただきました中間報告の趣旨を踏まえ、より一層、事業内容の充実と施設の改善に努力していきますので、よろしくお願いをします。

以上でございます。

社会福祉課長 それでは、障害児の放課後余暇支援を目的として、「のんびりスペース大船」がオープンしましたので、社会福祉課からご報告をさせていただきます。

中間報告1の「放課後事業対策について」の中でも障害のある児童等を放課後受け入れる施設について、望まれていたところですが、このほど5月7日に「のんびりスペース大船」が開所しました。皆様のお手元に資料としてチラシ、表にまとめた事業概要をお配りしています。後程ご覧いただければと思いますが、簡単に経緯等を報告をさせていただきます。

この「のんびりスペース大船」は、昨年度複数の障害児の親御さんなど、当事者団体が実施しました障害児の余暇活動に関するアンケートの結果を踏まえて、障害のあるお子さんがいる家族の一時的な介護の負担の軽減や余暇活動を充実させたいという願いから、障害の種別を超えた当事者4団体で構成されました「鎌倉市障害児等放課後余暇支援の会」が、大船教会が所有している今は廃園になりました大船幼稚園の建物を借りて行っているのです。場所は、大船駅から鎌倉武道館に向う途中にあります。5月7日に開所をしました。この事業は、鎌倉市が経費の一部をその支援の会に補助をして、実際の運営そのものは、三浦半島の北部圏域で障害者の総合相談窓口を開設しております社会福祉法人に委託をしています。

利用の対象者はチラシにも書いてありますが、おおむね小学生から高校生までの障害児などということで、養護学校や障害児学級などに在籍している療育手帳や身体障害者手帳などをお持ちでないお子さんや、状況により一部成人の方も対象として受け入れていくという、方針です。

事前に登録をいただきまして、利用の都度申し込んでいただくようになっており、同一利用時間中での利用者は、おおむね5名限度ということで見込んでいます。こうしたレスパイト事業のほかに余暇活動事業、家族間の交流事業なども行っていこうと思っています。

開設時間は土日、年末年始を除く午前10時から午後6時までで、スタッフ3名程度で対応しています。ご希望のある方については、送迎も行っています。障害のある子どもたちが、楽しく安心して過ごせる場としてご利用いただけるよう、市としても引き続き支援をしていきたいと思っております。

松原委員長 ありがとうございます。

我々の中間報告を受けて、さまざま施策を充実、あるいは改善していただいておりますが、何か委員からご質問がありますか。

松原委員長 よろしいですか。

それでは、2番目「こどもと家庭の相談室」について、ご報告をお願いいたします。

こども福祉課課長代理 今年度から児童福祉法の改正により、市町村が一義的な相談窓口になるなど児童家庭相談援助体制の強化がうたわれました。また、本審議会におきましても児童の家庭相談援助体制についてご審議いただきまして、平成17年2月には中間報告をいただいたところです。これらのことを受けまして、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」の緊急課題でもあります虐待を含むこどもと家庭の相談窓口を4月1日から開設しました、これらの状況、相談等につきまして報告させていただきます。

場所は、鎌倉市福祉センター1階で、相談専用電話を設置しました。配置職員は専任職員の私課長代理1名と、市民健康課保健指導担当係長1名、こども福祉課家庭福祉担当係長の1名が兼務で、この他、現在のところ非常勤の相談員3名をローテーションにより常時1名～2名配置しています。

相談時間は祝祭日を除きました月曜から金曜の午前8時半から午後5時まで。面接相談は、プライバシーの保護のために、同じ建物にあります療育相談担当の面談室を共用で使用しています。昨日までの相談は、4月が7件、5月は5件、計12件でした。電話での相談は3件で、そのうち更に面接をしたケースは1件でした。児童相談所で継続中のケース、それと他市に関係した広域にまたがるケースで、どこに相談したらいいかわからずに悩んでおりました鎌倉在住で児童の親類からの電話。それと近隣からの相談が1件、以上3件が直接相談室で受けた相談です。残りの9件は市民健康課、保育園、介護保険のケアマネージャー、塾の先生、社会福祉協議会などのボランティア担当の方からの相談でした。

年代は乳児が1件、幼児が4件、小学生が2件、中学生が4件、高校生が1件でした。これら12件につきましては、すべて中央児童相談所に連絡をさせていただき、コンサルテーションを受けました。その結果、虐待相談に分類されると思われるケースは2件でした。先ほどのケースと、もう1件は、調査の結果、他県からの転入ケースで、前住んでいたところの児童相談所では問題がない、何もかわっていないということで送致は0件でした。その他の9件につきましては、養護、育成等の相談で、それぞれ主任児童委員さんにセイフティーネットをお願いしたり、学校、保健福祉事務所あるいは保育園での支援をお願いして、こちらで経過を見ているところです。今後とも身近な相談窓口として機能していきたいと考えています。

なお、神奈川新聞社からアンケートの依頼がございまして、それに関連した記事をお手元に配らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

松原委員長 ありがとうございます。 それでは、この件についても委員の方からご質問等があれば。浅井委員、何かございますか。

浅井委員 質問ではありませんけれども、今回この神奈川新聞の調査もありまして、町村が非常に立ち上がりが悪いということでした。鎌倉市は中央児童相談所の管内では非常によくやっけていただいていると。まだ要保護児童対策の協議会はこれからなんですけれども、それも間もなくと伺っておりますし、当方との連携も非常にスムーズにいと

思います。

以上です。

松原委員長 ありがとうございます。

恐らくいろんな形で市民に周知されてくると相談もおのずと増えてくるでしょうし、多様になってくると考えています。

ほかはよろしいですか。

それでは3番目鎌倉市次世代育成きらきらプランについての報告をお願いいたします。

こども局推進担当課長 鎌倉市次世代育成きらきらプランについてご報告を申し上げます。

このプランにつきましては、過去この審議会におきまして進捗状況を報告してきたところですが、この3月に策定し、皆様方にご配付をさせていただいたところです。ご承知のように平成15年7月に次世代支援対策推進法が成立いたしましたして、本市においても17年度を初年度とする10年間の集中的かつ計画的に事業展開をすべく、こうした計画を作成したところです。

プランの概要につきましては、広報4月15日号で市民の皆様にも周知したところでありますが、そのほか本市のホームページにおきましても計画書の全体や協議会の会議録などを公開しています。

計画書は第一分冊の計画編と第2分冊の事業資料編という形で、2冊に分冊をさせていただいています。また今後、事業につきまして見直し等を行った場合におきましては、その資料もそのケースの中に入れて保存していただくよう配慮して、あわせてお配りをさせていただいたところです。

計画事業など詳細につきましては説明を省略させていただきますが、計画の推進に当たりましては第1分冊計画変更19ページでございます推進体制を予定するとともに、今後の社会情勢や国の動向などの変化に柔軟に対応しながら事業を推進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松原委員長 ありがとうございます。

この次世代育成きらきらプランについては、進行状況に沿いましてこの審議会にも報告をしていただきましたし、この審議会の委員がこのプランの作成にかかわっていただきました。実際に施策が動き始めていますので、また適宜見直しがされてくると思います。そのときにはまた、それぞれのお立場でご協力いただければと思います。このきらきらプランについてのご質問等はおありになりますか。

富田委員 プランの中身についてはありませんが、実は先日神奈川県職員の職員から神奈川県が作成したプラン実施計画、行動計画それに伴う計画について説明がありました。県下の各市町村で、全部3月31日までにつくって県に提出されているわけですが、県としては県がつくったものと各市町村がつくったものとどちらを重視するんですかと聞いていたんですが、わからないと言うんです。それを伺いたいんです。

松原委員長 これは私がお答えするものでもないのですが、それぞれの性格でいえば、県は各市町村の共通するような部分を抽出して、やはり県独自でやらなければいけないことがあると思いますので、それをプランの中に盛り込んでいると思うんですよね。新保先生。どうぞ。

新保委員 私は、県の審議会も兼務していたので、そちらの委員会の進捗状況から考えるとすると、当然各市の計画を見た上で立てるのが筋なんだろうと思いますが、時間的に同じ3月というときですので、我々委員の中にはその情報はなかったと思います。県で文章を書くときも、すべて各市町村の情報がそろわない段階で書いていますので、作業として見ると多分お読みいただけるとわかると思いますが、頭の方で理念だとか、それから一般的な記述がかなり多いだろうと思います。これも期日が同じときに提出するということから、今回のところは今後徐々に調整していくということになるのかと思いますが、部分的に若干だけかわらせていただいた者から言うと、そういう印象を持っております。

松原委員長 ありがとうございます。

富田委員 実はそのことと同じことを聞いたんですけど、なぜ県は一步遅れて始めなかったのか、市町村が全部一生懸命つくったものをその中をよく精査して、県として一番仕事をするにふさわしいものを、その中から引っ張り出してつくったらよかったのではないか。各市町村が苦労したのをただ積んで置くだけなんですかと聞いたんですけど。それ以上は申しません。

今後私たちのつくった次世代育成のこのプランが、ちゃんと市内で機能するように願っています。

松原委員長 ありがとうございます。

5年後には見直しということになりますので、その作業が始まる段階では今回の教訓を生かせるように、鎌倉市の方たち、県と少しその辺の意見交換をしていただくようお願いをしましょうか。同時に、やはり各市町村の地域の実情に応じてこういう育成プランが実施されていくことが必要ですので、全体それぞれ議論しながらつくられたこのきらきらプランについて、ぜひ市として実行に移していただきたいと思います。非常にいいと思うのは、いずれ見直しということを予定されているゆえにバインダーの中に入れてそういう意味でもこれをきちっと実施し、見つめ直すという意気込みといいましょうか、それが伝わってきております。私はこの方式がはいいと思っています。

それでは、前回の会議録につきましては、終わるまでにお気づきの点がありましたらお申し出をいただくことにしまして、今このところで特段ご指摘がなければ、実際の審議に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松原委員長 それでは、冒頭のごあいさつで申し上げましたように、一応私どもの任期が今年の11月ですので、柱としてはこの「ひとり親家庭対策について」が私たちの議論の3番目で、スケジュール的には一番最後の柱になるかと思います。そういうことで、今日は、鎌倉市のひとり親、あるいはそのひとり親を支援する施策について共通の認識を持っ

ていただき、この先どういう視点で、あるいは本当に生活と養育とそれを支えるということですから幅広い施策が必要になってきます。どの辺に焦点を当てて議論をしていったらいいのかということについての意見交換をしていただきたいと思います。

それでは事前に準備をしていただきました資料について、事務局からご説明をお願いします。

こども福祉課長 本日2点の資料を事前にご送付若しくはお配りしてございます。一つがA4の縦長の資料でございます。もう1点がA4の横長の資料です。A4の縦長の資料につきましては、厚生労働省が5年ごとに実施しています全国母子世帯等調査の平成15年度の結果報告書です。全国的なひとり親家庭の実態を把握するものの参考資料としてお配りしています。もう1点のA4の横長の資料がここにありますが、こちらが本市のひとり親家庭の実態にかかわる基礎データです。本日はこちらの資料について特徴的な部分を説明させていただきたいと思います。

なお、本市のひとり親の資料につきましては、いずれも数値的な掲載が主でございますが、個人情報に記載されている台帳等から抜粋したものでございますので、すべての審議が終了した時点で、こちらの資料は回収をさせていただきたいと思います。

なお、本日傍聴にお見えになられている方については、こちらの資料については大変申し訳ないんですが、お持ち帰りをご遠慮いただくようお願いしたいと思います。

まず資料の10-1ですが、こちらの資料は本市の母子家庭、父子家庭の状況になっている資料で、母子家庭世帯数、父子家庭世帯数につきましては、いずれも各年度の世帯数に全国母子家庭等世帯調査の世帯割合を乗じて得た推計値となっております。全国母子家庭世帯等調査につきましては実施年度でございます平成6年度、平成11年度、平成16年度で比較してみますと世帯はおおむね横ばい、あるいはわずかに減少しているにもかかわらず母子世帯はふえており、平成16年度の母子世帯数は1,863件。平成11年度と比較して500件の、率で約37%の増加をしております。

資料の10-2、本市のひとり親家庭等医療費助成対象世帯にかかる資料でございます。ひとり親医療につきましては、所得が児童扶養手当支給制限内にある場合に助成されるもので、この制度の要件あるいは助成条項から推測しますと、母子家庭は父子家庭と比較して所得が少ない、このようなことがうかがわれます。

右の資料の方に移っていただきまして、資料の10-3になります。こちらの資料は平成16年度市民税申告書資料から抽出した寡婦と寡夫の人数で、寡婦控除811人、特別寡婦控除941人、こちらの合計は1,752人で、冒頭の資料10-1の母子家庭の推計世帯数1,863世帯と近似値ですが、寡夫控除の取得者は81人、母子家庭の推計世帯数276世帯の約30%。このような状況になっています。この結果から推測しますと寡婦控除の1号の場合500万円の所得制限があるため、寡夫に比較して数がちょっと少ない、このようなことが推測されます。

資料の10-4と10-5でございます。資料の10-4は保育園入所児童のひとり親世帯数。

右ページの資料の10 - 5 が子どもの家の児童のひとり親世帯数になっております。両方の資料に共通していることは、大船地区、特に岩瀬地区にひとり親世帯の児童の利用状況が多い。このような状況になっています。民間のアパートが多いなど、恐らく住宅環境がその要因の一つであると考えています。

資料の10 - 6になります。こちらは母子自立支援員の相談件数の資料です。経済的支援あるいは生活支援に関する相談が全体の6割を占めているという状況になっています。

資料10 - 7 - (2)です。こちらの資料は児童扶養手当の受給にかかわる扶養親族数と請求者の所得制限、このような関係を表としてまとめたものでございます。なお、請求者の所得を算出する場合に、養育費を受け取っているときは、養育費の80%の額がその請求者の所得に参入されます。

資料の10 - 7 - (3)です。こちらの資料は、児童扶養手当受給者世帯となった原因別に世帯数を整理させていただいたものです。過去3年間において、離婚が全体の60%以上と圧倒的な割合を占めています。

資料の10 - 7 - (6)のアです。こちらの資料は、福祉行政報告例から抜粋した平成17年4月30日現在の児童扶養手当受給者の現状をお示したものです。上段の表の右端ですが、月末現在数という欄がございます。こちらに書いてありますように受給者は550人います。この受給者の内訳が下の段のちょうど真ん中あたりに書いてありますが、小さな番号の(10)と(11)になります。この550人のうち全部支給を受けた者が303人、一部支給を受けていた者が247人、このような内訳になっています。上の月末現在数の欄に移っていただきまして、下から2段目に、本人所得により受給停止となっている人数が51人となっております。この51人の所得状況をお示したものが10ページにあります(6)イの資料になります。こちらの下段の表、両ページにわたってございますが、この表が受給停止者の手当対象所得額と所得限度額を掲載したもので、右端の欄は、今お話しした手当対象所得額から所得限度額を引いたその差額になっています。この4ページにわたる表を整理させていただいたものが右側のページの下段にございます。小さな表ですが、1万円未満、10万円未満、以下差額によって区切ってますが、51人の受給停止者のうち手当対象所得額から所得限度額を引いた差額が50万円以上の者が47人と、全体の92%を占めている、このような状況でなっています。

資料の10 - 7 - (6)ウでございますが、こちらは児童手当受給資格者世帯における1カ月当たりの養育費を計算したものです。630世帯のうち約27%に当たります170世帯が養育費を受け取ってまして、養育費の平均額が5万5,541円と、このような状況になっています。

資料10 - 7 - (6)カという資料になります。こちらの資料は、居住形態と借家における家賃の状況をお示したもので、下の表に記載されていますとおり、こちらの借家の家賃については市営及び県営の借家を除いていますが、平均の家賃は7万1,813円という状況になっています。家賃の額で申し上げますと1万1,700円の家賃から高額の方は17万円の家賃という状況になっています。

次に右のページの方に移っていただきます。資料10 - 7 - (6)キですが、こちらの資料は、児童扶養手当受給資格者の就労状況をお示ししているものです。630人の受給資格者のうち就労者は常勤が267人、パートが179人、自営30人の506人で、就労率は80.3%となっております。国の就労率が83%という結果が出ておりますので、ほぼ同率の範囲内にあると考えています。

資料の10 - 8 になります。こちらの資料は、市内の母子寡婦の方が親睦と生活の向上を図るために組織している自助団体でございます鎌倉市母子寡婦福祉会の会員数と、その活動内容を掲載したものです。寡婦の会員の割合が母子の方に比較して大分多く、寡婦の方はいずれも高齢の方が中心となっています。

資料10 - 9、女性相談の件数ですが、これは私どもの人権・男女共同参画課で実施しております相談件数の内訳で、網かけのしている部分が暴力にかかわる相談件数、いわゆるDVに関する相談件数になっています。なお、資料の下段に人権男女参画課と書いてございますが、正確には人権・男女共同参画課でございますので、大変申しわけございません、訂正をお願いいたします。

資料の10 - 10は本市のひとり親家庭への支援策を掲載しています。ページをめくっていただきますと資料10 - 11という同じような書式の資料がありますが、こちらはひとり親にかかわらず子ども全般を対象とした本市の支援事業リストで、いずれもこども福祉課が所管している事業です。家計・住居・家事・仕事の四つの基本カテゴリーに整理しまして対象事業との状況を記載しています。区分の欄を見ていただきたいんですが、左から2行目の欄ですが、区分が空白な部分と黒い星印、白い星印の整理でございます。区分の欄に何も書いてない制度につきましては、母子家庭のみを対象とした制度になります。黒い星印の制度につきましては、母子家庭に加えて父子家庭も支援している制度です。最後に白い星印ですが、これは母子家庭を支援していますが、母子家庭と比べてどこか一部制限があるような制度、そのような形で整理をさせていただいております。

以上雑駁ですが、本市の福祉に係る資料の説明を終了させていただきました。

松原委員長 ありがとうございます。

なかなか、母子世帯全体の状況というのは情勢として見えてこないもので、例えば児童扶養手当の受給世帯から知れる様子ということで、ある種の限定を受ける部分があります。鎌倉のひとり親世帯、特に父子というのは資料が出にくいものですから、父子世帯の状況はどうかということについては、もう少し我々が知恵を出し合いながら把握をしていかなければいけないことがあると考えておりますが、それにしても事前の準備をこれだけしていただいて、これだけの資料を出していただけたということは、事務局に感謝をしたいと思います。

きょうは、主たる目的がひとり親世帯の母子、寡婦、父子の状況というのを我々で共通認識をし、それから現行行われている支援策についても一定の理解をするということを目的としております。まず、提出をしていただいた資料、今のご説明等で何かご質問があれ

ばいただきたいと思います。こういう資料はないかというお尋ねでも結構です。

加藤委員 お願いします。

加藤委員 今の説明の中であったのかもしれませんが、母子家庭に限定してお聞きしたいんですけど、例えば就学前の保育園に通っている母子家庭の子どもの数というのは資料の10 - 4で見せていただいて、子どもの家の利用というのも10 - 5で、小学校までの保育園、小学校時代のお子さんのいる母子家庭の数はわかったんですけども、例えば母子家庭で子どもの年齢別の、どういう子どもの状況になっているか、子どもがどういふことで生活しているかというようなものを把握されたものはないんでしょうか。

松原委員長 ひとり親世帯の世帯構成ですよ。

加藤委員 それで子どもの年齢によって、やはり多様なシステムとか多様な支援が必要になってくると思うんですけども、お話の中にもあったかもしれませんが、よろしくお願いいいたします。

こども福祉課長 今現在の資料として、ご質問いただいたようなひとり親世帯の児童の年齢別構成等については把握してないですが、児童扶養手当の受給者台帳の中を探していけば、児童扶養手当受給者に限りますけれど、その中で今委員さんからご質問いただいた分の資料はご用意することができます。

加藤委員 そうしますと、やはり父子家庭ですと児童扶養手当を受給されていないケースも多いので、多分母子家庭の場合は把握できても父子家庭の場合は把握できないことが多いというのが現状と受けとめてよろしいですか。

こども福祉課長 はい。

加藤委員 わかりました。もし資料がありましたら出していただければ、どういう支援が必要なのかというのが具体的に考えられると思います。保育園に実際に通っていらっしゃるとか、子どもの家にいらっしゃるという場合は、現実にその施設の方にお話を伺うと、どういうことを考えていったらいいかというのが具体的に上がってくるかと思いますが、中に入ってしまった家庭については、なかなか仕事も忙しいだろうし、相談に来る機会もないし、なかなかこちらでニーズを把握できないのではないかと思います。

松原委員長 ありがとうございます。資料の10 - 1を見ていただくと、この16年度で推計値ですけども、母子家庭鎌倉市1,863世帯で児童扶養手当の受給資格の世帯数、人ですけれど世帯というふうにカウントして634、支給停止を入れたら79ですから、おおよそ3分の1強ぐらいの状況と台帳等でお調べになっている部分でわかるんですが、逆に3分の2というのはその他、例えばそれこそ家庭の養育の問題等で母子自立支援員のところに相談にみえるとかというようなことがないと、なかなか統計的には把握できないというのがあって、これはやはり個人のプライバシーの問題がありますし、それから住民基本台帳上、母子世帯でもあっても夫が単身赴任中とか、いろいろありますので、そういう意味ではある種の限定が我々の理解の中にもついてしまうというのはあるのかなと考えています。

ただ、例えば保育園のあるいは幼稚園の利用世帯イコールすべてが児童扶養手当の受給

対象世帯ではないので、多面的に資料を掘り下げていく中で出てくる部分があるのかなと思うんですけど。

富田委員 10 - 4の表で、保育園のひとり親家庭はわかりましたが、幼稚園の場合にはこういうリストはついているんでしょうかということが1つと、もう一つは幼稚園に就園しているひとり親家庭の子どもも子どもの家は利用できるんですよ。その割合はどのくらいになるのでしょうか。

こども局推進担当課長 前段の幼稚園の部分でございますけれども、幼稚園の世帯の構成といった部分につきましては、特に今回資料の方を収集いたしておりませんので、ここでは出すことができませんでしたが、ご要望であれば各幼稚園に調整をしながら、調査してみたいと考えています。

青少年課長 子どもの家の関係のことでご報告申しますと、要は就学前、幼稚園から何名くらい子どもの家に入所してきたかという、そこまでの具体的な資料は、こちらの方として持ち合わせておりません。

松原委員長 他はいかがですか。

石井委員 資料10 - 6、母子自立支援員の相談件数の表の右側欄外の相談の内容というところですけども、その2行目のところで「また最近では精神的に不安定な母親の支援を要求されることが多い」と書いてありますが、これは全体的な相談の内容に対して言っていることと思えますが、多いというのはどのくらいのことを多いと言われているのか、大体ですけども。

事務局 数ということでは、多いというのは私たちの印象になってしましますが、特定な方、何件か本当に精神的に不安定な方からのお問い合わせが頻繁にあるということ。それから、窓口で離婚をした後相談に来たときに、状況が割と不安定なお母様方が多いものですから、そういうような形で多いと書かせていただきました。数字ではとらえていません。

松原委員長 この母子自立支援員の方、鎌倉市の状況をご紹介いただけますか。非常勤職員ということで、複数体制なのか単独なのかということ。それから背景ですね、このお仕事につく前にどんな資格等を持つ方なのかということがあれば。

事務局 鎌倉市の母子自立支援員は、県の母子相談員をしていた方に県からこちらの方にそのまま移っていただきました。非常勤で月16日勤務という形で、8時半から5時15分まで、私どもと同じ勤務時間帯で仕事をしていただいています。前にどういった資格を持っているか、今は把握しておりません。ずっと鎌倉市にお勤めになっていらっしゃる方で、母子家庭のお母さん方とのコンタクトが私たち職員以上にあります。その関係で、精神的に不安定なお母さんたちもその方を頼ってお電話を何回もかけてきていただいたりとか、鎌倉からほかへ転出された方でも何かちょっと不安定なことがあると電話をかけてきたり、実際に窓口に来所してご相談を受けるということが多いです。

松原委員長 この数値は電話相談を含めた数値というように読んでいいですね。

ほかにはいかがでしょうか。

加藤委員 女性相談ですとか母子自立支援の相談という話がありますよね。女性相談の中でDVが多くなっているというお話があったんですけども、例えばひとり親家庭になるプロセスというか、離婚に至るところから相談に乗っていらして、その結果離婚が成立してひとり親家庭になっている、その継続した支援というか、鎌倉市の場合は同じ人が相談に当たるようなシステムになっていたり、それからいろいろな相談の場所があると思うんですけども、それがつながっていたりということはあるんでしょうか。とても基本的な質問で申しわけないんですけども。

こども福祉課長 きちんとした連携、例えば、今委員がおっしゃられたような離婚前から離婚後あるいは育児に関する相談で、一連の相談について市の職員が1人で受けるというような体制はできてないです。ただ、必要に応じて、例えば離婚の前にひとり親になりそうな感じだったら、私どもで引き継ぐとか、その中でDVに関連しそうな部分があったらその担当課に引き継ぐというような、担当課同士のコミュニケーションをとっておりますけれど、1人ですべてやる、もしくはきちんとした何か制度としてそういうような一体的なものができるような状況にはございません。

四方委員 大変貴重な資料をいただきました。私、少し感覚的なことを申して大変申しわけないんですが、全国の資料をいただいております、先ほど加藤委員からのご質問のことは、この全国資料を若干参考にしていけばいいのかなと思って私、考えていたんですが、実は鎌倉市の母子家庭の推計値というのは、世帯割合というのは2.7%。そして国民全部の所帯数、全国の方の推計値が2.7%と、これは非常に一致している数字が出ております。しかしながら、少し違うのかなと思うのは離婚率が相当大きな差があると。それも統計的に優位な数字の差ではないかと。平成15年度は全国2.25で、鎌倉市が1.64になっておりますね。16年度はまだ数値が出ておりませんが、そんな中で私は非常に感覚的なご質問を申し上げるのは少しはばかれるかなと思いながら、あえて発言させていただきますが。

ずっと行政に、この問題に携わっていた方の感想とか印象とか、あるいは実態から触れられるもので結構なんですけど、この全国のいろいろな調査というのは非常に有用だと思います。これに大体のっとして鎌倉市の母子世帯あるいは父子世帯、ひとり親家庭のことを話してよろしいのでしょうか。その辺ちょっともしか相当違うところがあるのかというのを聞きたくなりました。

松原委員長 ではちょっと推計値の出し方等を補足的な説明をお願いします。

こども福祉課長 今、委員の方からお話があった母子家庭の世帯割合についてなんですが、例えば平成16年度2.7%、15年度2.1%という世帯割合は国の、今委員がおっしゃられた全国調査の母子家庭の割合数をそのまま引っ張ってきています。離婚数が児童人口動態年報によるもので、母子と直接かかわるものじゃないことから、国の調査結果の世帯割合の数字を持ってきて、それに本市の世帯数を掛けて推計で母子家庭数を出したという状況になってまいりますので、世帯割合は国の数値をそのまま使っているという状況

でございます。

以上でございます。

松原委員長 もう1点、四方委員の方からのご質問で、正確な数値ということでは難しいのかもしれませんが、鎌倉市のひとり親世帯、特に母子で全国と比較して何らかな特徴があるんでしょうかというご質問についていかがでしょうか。

事務局 鎌倉市の母子世帯の数というのは本当にわからないところがあるんですけども、現実的に私どもが窓口で離婚相談というか、離婚届を出してきました方、離婚して鎌倉に転入してきました方たちと、一応市民課から私の方に回ってもらうような諸手続の用紙を持って、その方たちが私どもの窓口に来たときに、いろいろご相談とかお話を聞かせていただきますと、鎌倉市の場合は、鎌倉のご実家にお戻りになってきて、ご両親ご兄弟、扶養義務者の所得が高いので初めから申請をしない方がかなりいらっしゃいます。平成14年8月の児童扶養手当法改正がありまして、その前までですと離婚して5年を経つと児童扶養手当の申請ができなくなるということでしたが、法制度の改正でその後、そういう制約がなくなりましたので、わざわざ急いで申請をする必要がないという状況に変わってきた中で、鎌倉の場合、親の所得が高い方がいらっしゃるので初めから申請をなさらない方が多いのは事実です。

それから、ここのところ児童扶養手当の新規申請それから転入あわせて20件を超えているような状況がこの3月、4月は続いていました。あとこの資料にもありますように、本人とか家族の持ち家の率が高いです。所得的にはお父さんがもう年金所得になって児童扶養手当は出るけれども家自体はご両親のものであって、ご両親と一緒に生活をしているという面で、生活面で協力してもらえるとということと、それからまたお子さんを幼稚園に通わせていて、その間の送り迎えをしてもらえる、保育園に送り迎えをしてもらえるという家庭、そういう面での扶養義務者を含めた周りの方の協力がある家庭が多いのが鎌倉の特徴です。ご両親の所得で対象にならない方はかなりいらっしゃいます。

松原委員長 ありがとうございます。

これも統計的には多分出ないんで、窓口での感想ということで受け取っていただきたいと思えますし、そうは言ってもやはり経済的にはこれだけ児童扶養手当を受けてらっしゃる方がいらっしゃるということが一方にあるのかなというふうに思います。

ほかはいかがでしょう。浅井委員お願いします。

浅井委員 資料の10-10、ひとり親家庭への施策ということで今鎌倉市で施策として行われている事業があるんですけども、右のページですね、ひとり親家庭等日常生活支援事業ということで、保護者のさまざまな理由で子育ての生活支援を行っているということで、家庭生活支援に行かれる、16年度に2件のご利用があるようなんですが、その内訳がわかればというのが1点と、あとこの中で父子家庭も対象ということで幾つか星印等があるんですけども、その父子家庭でどのような制度を使われているのが多いのかと、どうしても少数になってしまうんでしょうけれども、父子家庭の中ではどのような制度を利用

されているのかという2点で、とりあえずお願いします。

松原委員長 ありがとうございます。その2点、どうぞお願いします。

事務局 最初のご質問のひとり親家庭等日常生活支援事業の平成16年度2件の内訳ということです。まずこの事業はお母さんとかお父さんが具合が悪かったり、この事由に当たる場合に家事を援助しましょうとか、お子さんの面倒を見ましょうという制度なので、基本的には皆さん気を張っておりますのであまりないですが、1件はお母さんが腰痛で腰を痛めてしまいまして1週間ヘルパーさんを派遣しました。それからもう1件は、未婚の母子の方が就職をするということで、その就職先で運転免許を取ってくださいという依頼がありまして、その運転免許を取る時間、すべてではないのですけれども、自分のご兄弟の協力を得て、その協力の得られない夜間のときにヘルパーさんを派遣してお子さんの面倒を見させていただいています。

それから2つ目の父子家庭についてですが、ひとり親家庭等の事業の方に星印がついているのは、国の事業の要綱では制限はありません。当該家庭となっておおむね6カ月、これは県の要綱にこのように制限がついておりまして、補助金の関係がありましたものから、作成時県と同じ形をとらせていただきました。

それから父子家庭がどんな制度を利用しているかということなんですが、父子家庭は余りなくて、その前のページにあります貸付制度、こちらも所得制限がありまして、これも制度としてはご紹介できますが、利用はほとんどありません。あとひとり親の医療費の助成は、前のページでありましたように、毎年20件程度該当しています。

それから、その下にひとり親の家庭等児童の大学進学支度金、遺児卒業祝金とありまして、これは鎌倉市の基金から出しているものですが、ひとり親家庭の児童が大学に行くときなどに進学支度金を出します。これは父子家庭の方も大学進学するお子さんがいらっしゃる時には入ってきます。

松原委員長 ありがとうございます。

先ほどの加藤委員の質問に関連するんですが、資料の10-9の人権・男女共同参画課の相談件数が上がっていますが、この女性相談は受けられる窓口の方はどういう方なのか、補足をしていただけますか。

こども福祉課長 窓口で面接相談を行う方は、家庭裁判所の調停員あるいはカウンセラーの方が担当しております。また電話の相談もしていますが、こちらはカウンセラーの方がボランティアでご協力を得ています。

松原委員長 その相談員や調停員の方は有給。

こども福祉課長 報償で対応しています。

松原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。そうしましたら、少し議論の方へ移っていきながら、またご質問があれば受けたいと思えますが。そもそもひとり親世帯というのは今世帯類型の一つですから、特に子育てについて、この資料の最後の方に一般的な子育て支援をさまざま

挙げていただきましたけれども、こういうものも利用し、あるいは保育園あるいは義務教育あるいは高校、大学という形で、自立をして子育て、生活をしていらっしゃる方たちもいらっしゃるだろうと思います。一方で、何らかの形で子育てあるいは生活について支援を必要としていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう中では、まさにひとり親世帯が形成されていく過程の中でのDVの相談から始まって、さまざまな相談に関するニーズというのがあるかと思えます。

それから一般的に就労等がかなり困難ですから、就労のサポートということで、さまざまな自立支援策も求められるだろうと思えますし、その中には保育園等の充実なんかもあるのかもしれませんが。子育て全般についてさまざまなサポートも必要になっているかと思えますし、それからやはり経済的な支援も大きな課題になるかと思えます。その他、お子さんを育てるということでは保健、医療関係のサポートも必要だろうと。ちょっと私が今頭の中で思いつくものを挙げまして欠けているものがあるかもしれませんが、本当に多様なサポートが必要になっておりますし、浅井委員ご質問のようにそういう中で、準備された施策の中で父子家庭そのものがなかなか利用しにくい。これは所得制限の問題もあるのかもしれませんが、その他さまざまな状況でニーズがありながら、なかなか父子家庭が行政サポートを受けにくいということもあって、ひとり親の中で特にまた母子、父子というように、あるいは寡婦ということで区分をして考えなければいけない問題もあるかもしれません。貸付の問題なんかでも使い勝手等の課題があるのかもしれませんが、さまざまあってこれをすべて審議会11月までの中でカバーをするのは、なかなか困難かと思うんです。それぞれ委員の立場の中で、この辺のところに焦点を当てるべきだというご意見をいただきたいと思えます。やはり国全体の施策として充実をしていかなければいけないもの、県としてしなければいけない部分、こういうのもあるかと思えますので、鎌倉市の行政として何ができるかという観点から考えて、必要に応じて国や県に提言をするということももちろん我々できるかと思えますが、鎌倉市の中で鎌倉市の施策としてどんなサポートができるのかということが中心になればいいと思えます。

そういった中で、これからしばらくの間各委員の発言をいただいて、今回の今期の審議会でも焦点を当てるべきところというのを明らかにできるような、少しご意見いただきたいと思えます。どうでしょうか。

加藤委員 ひとり親世帯は経済的な支援と、それから心身的な相談に乗る支援と、それともう一つ別に自助グループの話を少しなさったと思えますけれども、できればご自身でネットワークをつくっていく力みたいなものを伝えていけるような、鎌倉市独自の試みというのがあるといいなと思うんですけれども、資料の10 - 8で現在鎌倉市で母子寡婦福祉会の方が結構人数が少ないかなと思うんですが、小さいお子さんを持っていらっしゃる方というのはこういうところでネットワークをつくったりとか、保育園の中でネットワークをつくったりというのは、今職員の話聞いてみると、なるべく表に出したくないような背景があるために、なかなか表に出て自助グループということができにくいものなんだな

と、この資料を見させていただいて感じたんですけども、何かそういう直接的な支援というよりも何かそういうネットワークができるような試みというものの中で感じていらっしゃるなどがありましたら、ちょっと現状が余りよくわかりませんので、お話いただけたらと思うんですけども。

松原委員長 大切な課題で、ちょっと私も事前の打ち合わせのときには、鎌倉市の行政の方とその辺の話をさせていただいたんですが、ちょっとコメントがあれば。

事務局 母子寡婦福祉会の会員、母子の数は少ないというのが今の状況のようです。ただ、一部でウェーブというグループをつくってはいらっしゃるんですけども、そんなに活発にいらっしゃるお話は聞いてはいません。ただ、母子寡婦福祉会として、ここに挙げましたようないろんな事業はやっております。ただ、人数的に今、母子という年齢の小さいお子さんを持っているお母さんにとっては、まず自分の生活をつくっていくので手いっぱいという状況ではないのかなと思います。そういう会があることは、いろんなところではお話はしていただいていますし、私どもの県から出ている「ひとり親の皆さんへ」というものの中にも母子寡婦福祉会というのも載っていますので、離婚されたお母さんに私どもが説明するときにはそこら辺を入れていきますけれども、窓口に来てそこに入りたいと、今のところ若いお母さんはそこまでの気持ちになれていないというのが現実ではないかなと思っています。

やはりまず目の前にいる子どもと自分の生活をつくり上げていく、子どもをどこか保育園に預けて自分で生活費を得るところが先で、手を組んでネットワークとかというところまでは、今のお母さんたちの気持ちがそこに向いていないかなという気がいたします。

加藤委員 そうしますと、現場で見ていると、やはり経済的な支援だとか就労支援ですとか、保育園の措置とか、そういったような現実的なところでサポートできることが第一に必要というふうに感じていらっしゃる。

事務局 そうですね、離婚したばかりだと、やはりお仕事もこれから探すという方がかなりいらっしゃいます。私どもは一応手当を出す関係ですので、生活状況を申しわけございませんがという形で聞かせていただくときに、やはりまずそこまで気持ちがいかない、まず働くところをこれから探しますという方が多いのが事実です。あとここ数年ぐらいから増えてきているのが、私共の窓口に来る前に生活保護の方に相談に行ってきましたというお母さんもいらっしゃいます。まず今の状態、あとそれから精神的に、自分はうつ病でドクターから仕事を止められていらっしゃるという方もおりますので、そうなってきて、うちへ来る前に生活保護で生活面の援助を先に申請してから窓口に来る方もいます。私どものいろいろな中で、ある程度自分に貯金があって生活ができるという場合ならよろしいんですけど、そうじゃないとやはり家賃が高いところにそのまま住み続けるということもできない状況がありますので、私どもが離婚を受けていろいろお話をさせていただくには、やはり恒常的に家賃の安いところに入れる方法を考えましょうとか、それからま

ずは日々食べていくことが大事ですので、お金を得ることも考えて仕事も探しましょうとか、私どもの方で新聞広告、折込みなんですけれども、そういうようなものを準備しておいて、近くだったらこういうスーパーなんかもあるから、まず子どもが学校に行っている短い時間だったらこういうところがあるよという形の情報提供はさせていただいています。

あとやはり心の支えになる母子自立支援員に相談の電話をかけてくるというのは、その方に話すことによって精神的な安定をお母さん自身が図るという方が何人もいらっしゃるというところでは、やはりそういう精神的な面での支え、そういう面での相談というかお話を聞くだけになる形が多いんですけれども、やはりそれが必要な面ではあるかなと思います。

加藤委員 よくわかりました。ありがとうございました。

松原委員長 石井委員、お願いします。

石井委員 今のご質問とまたそのお答えをお伺いして、私も加藤委員と同じことを実は思っていたんです。それでまたあえてちょっとお話ししたいと思うんですけれども、私、他市でいるんなお母さんのご相談を受けておりますが、中にやはりひとり親のいわゆる母子家庭の若いお母さんが、子育てに大変な思いをしながらということ、そして先ほど多いとおっしゃっていた、精神的な不安定を抱えて、そして保健所を通じて私に面接をすることがよくあるんですけれども、そのお母さんたちの一番の悩みというか、私は孤立感だと思います。それは、たとえ母子家庭であっても自分の実家とか親兄弟が物心ともに何か支えになってくれたりということがあられる方は、まだカウンセラーまでは来なくて済むのかなと思いますが、親兄弟、実家とかそういう支援もなく、また周りの若いお母さん同士のその関係もうまくとれず、本当に孤立しているお母さんが少なくないんです。

ですから先ほどの精神的な不安定って私とてもよくわかるんですが、そういうお母さんたちに必要なと思うのは、私がたまに面接するだけではなくて、やはり同じ境遇というとおかしいですけれども、同じ大変さとか辛さを分け合える仲間が私は欲しいんだろうなと。あったらいいだろうなということをととも思うんです。だからその方たちが例えば保育園とか、またはPTAとか、いろんなところにつながったとしても、自分が何かやはりみんなと違うというあたりでなかなか一緒になれないという感じを持っていらっしゃるんです。

ですから同じような立場の方と、自助グループという言い方もあるかと思うんですが、何かそういう交流の場を行政がつくるのかどうかというのは私はわかりませんが、また別の団体とかいろいろあると思うんですが、必要なのはやはりファシリテーターの存在だと思います。やはりその辺のいろんな経験というか、それぞれのひとり親家庭の親はいろいろ、みんな違う経験を持っているし、それなりの傷つきやすさを持っているので、とてもその辺がよくわかる優れたファシリテーターの存在、そのこともあってそして交流グループというんでしょうか、そういうことが今後いつか、そういうところがどこかで何か立ち上がっていくといいかなと思います。

松原委員長 ありがとうございます。加藤委員と石井委員の方から、恐らく活発に社会的なアピールもするような施策、グループという意味合いのほかに、ケアサポートといいますが、むしろ行政が提供する相談に連携するような形でのサポートが、同じひとり親家庭の中でできるような、そういう支援。そちらの面もセルフヘルプということであるんじゃないかというご指摘だったと思いますし、そのことも私たちのこの中で考えてくれることを願うかと思えます。

ほかに、こういう側面からこの課題について。

新保委員 幾つかあると思うんですが、まず鎌倉市で自立支援員さんが入り口というが一番大変な、精神的にすごく弱った状態、離婚直後の弱った状態のときに、そういう対応していただいているということについて、まずありがたいと思います。ぜひそれはこれからも進めていただきたいと思います。最初の窓口の段階で冷たい対応をされて、その後行政にかかわりたくないと思うお母さんたちが多いようですので、それをやっていただいて精神的な支えになっていただいているというのは、すごくいいお仕事をいただいているなと思いました。

それから母子会の話が出たんですけれども、これの活性というか母子会に当事者団体としてももう少し活性化していただきたいという思いは全国各地でも出ているようです。例えば、そういう幾つかの団体、自治体においては、先ほど鎌倉市ホームヘルプ連絡協議会に委託している事業として日常生活支援事業というのがありますけれども、この事業を母子会に委託することによって母子会につながりが持ちやすいような仕組みをつくっていくという自治体が幾つか見られるように思います。委託先を母子会にすることによって気軽に母子会に電話をするということが、やりやすくなるのではないかということをやっているところがどうやらあるようです。

それから14年の末だと思えますが、母子および寡婦福祉法の改正によって就労に関することと養育費に関することについて、かなり大幅な改正が行われているかと思えますけれども、就労対策をめぐっては、多分これから地元のハローワークとの関係づくりがとても重要になってくるのではないかなと思います。今、国の担当課は家庭福祉課というところだと思えますが、そこは就労、ハローワークと母子支援の関係を強化しようということでもかなり力を注いでおられるようですので、このハローワークとの関係について少し本市においても積極的にかかわられたらどうかなという感じを持っています。

それから、養育費の問題について幾つか、離婚直後、もしくはこれから離婚することを予定しているお母さん方からすごく問い合わせというのが、私のような者にもとても多いです。これはどうやら相談できる場所が少ないと思っていらっしゃるようです。一つは自立支援員さんのところでは貸付金の話はしていただくことが多いけれども、養育費になると少し怖いなと思ってしまうところがどうやらおありのようです。一方で、弁護士の方も養育費については取れるか取れないかということの判断をさらっとしていただいて、そのまま余り話を聞いてくれないという思いがあるようなので、お母さん方の中にはどう

やら養育費の問題も自立支援員さんでもう少し話を聞いてくれないかなとか、制度の入り口のようなものを情報提供していただけないかという思いを持っていらっしゃる方もどうやら多いようです。

それからもう一つ貸付金のことですが、お話ししていますと就学資金、特に高校進学に関する貸付金について、3月中に高校に学費を納入しなければいけないんですけれども、実際に得られるのが自治体によっても違うようですが、4月に入ってからになってしまう場合が多いようです。どうにかして納入期限に間に合うように貸付金を得られるか、もしくは何か一時的な代替払いをしていただけるような仕組みがあると、高校進学についてももう少し安心して構えてられるかなと思います。そのあたり工夫していただければという感じを持っております。

以上です。

松原委員長 ありがとうございます。

ご意見の一つは、具体的には養育費のお話も出ましたが、相談体制そのものを充実していく必要があるんじゃないか。その辺で少し議論を進めてくれるだろうというのがあったと思います。

それから、きょう見せていただいた資料の中でも、せっかく制度がありながらかなり利用者数が少ないものがあるって、使い勝手の問題、あるいはそれと関連してそういうセルフヘルプとのつながり而言えば、そういうものをどこに委託をしているかというようなことで、今ある制度の活用、どういうふうにもっと使い勝手のいいものにしていくかということの議論も必要じゃないかというご指摘だったと思います。

厚生労働省のハローワークとの連携ということで、新保委員からご質問が出ていましたが、この点はいかがでしょうか。

こども福祉課長 具体的にはハローワークと連携しての事業というのはまだ何も行っておりません。ただ、委員ご指摘のように各県でもひとり親支援体制に当たってはハローワークとの連携を強化するという動きがあることは私も十分認識しておりますので、今後そういう視点でもハローワークと連携してひとり親の就労支援に進めていかなければいけない、このように考えているところでございます。

松原委員長 窓口、新聞の折り込みを準備されているというのと、ハローワークと有機的に連携しないとですね、なかなか仕事に就きにくいのもかもしれないんですが。

富田委員 今まで聞いていて感じたことを含めて申し上げたいんですが、まず先ほど事務局の説明の中に父子は所得が高いというのがありましたね、これが実は大変大きな問題でして、所得を増やすために必死で朝から夜まで働いているという人もいまして、それは本当に子どもをどうしようかというのが切実な問題なんですね。ところが一般的には父子は所得が多いからというので国としてのサービスもぐっと弱い。役所も母子の方をという傾向が強いので、その辺で特に我が市としては父子のバックアップが必要なんじゃないかと、とりわけ思春期の中学生を持つ父子のときに、その身体的な変調のあるその子たちの

指導を誰がしてくれるのか。この辺も前々から大変感じておりまして、父子家庭ですから昼間父親は働いておりまして、夜に民生委員が尋ねていくとか、主任児童委員が尋ねていくといっても、女性の委員が多いものですから夜行くことはなかなか難しいということもあって、非常にその辺のサポートの問題が大変心配なんです。

それから離婚に至る前、大変もうだめと言ってうちなどに飛び込んできます。そのときに、先ほどのお話だと離婚する状況によっていろいろあちこち紹介するというお話でした。実はできれば離婚を止めてほしいというように思うんですが、いろいろ暴力を振るう家庭の場合にはそうもいかないと思いますけれども、私たちのところとしてはできるだけ離婚を思いとどまるように指導して、それがだめならその後どうするのか話し合うことはしているんですけれども、そこで幼稚園の資料をと先ほど聞いたのは、幼稚園の多くはバスで送り迎えをするものですから保護者と園とのパイプが保育園に比べて、相談の対象としては弱いのかなと思ったものですから、そういうことが必要だと思うんです。いざ離婚してしまったら、だれが親権を取るのかという問題になりますと、自分のところに子どもを抱えた親は父子、母子にかかわらず生活が大変なので、その辺のところも何かいい方法がないだろうかと思えます。

例えば横浜や東京から逃げて来たというのがありまして、もう明日から働かなくてはならない、家はないと。そういうときにアパートの世話までしないと、その人が明日どうなるかわからないという現実の問題もありまして、この問題は国のいろいろな制度が大変弱いですから、本市が独自でどこまでできるかということの本気で考えていきたいと思っています。たくさんありますが、とりあえずそこまで。

松原委員長 ありがとうございます。

一つは父子のお話をさせていただきました。それから、いろんな形で生活が落ち着くまで、就労のこともそうですけれども、そのサポート、養育や生活のある種のプロセスの中で、ピンポイントでかなり手厚く支援をしなきゃいけない部分があるだろうというご指摘だったと思えます。

ほかは、いかがでしょうか。四方委員、お願いします。

四方委員 多くのご意見が出ていますのでつけ加える形になりますが、私も父子家庭のことは大変大きな問題であろうと思えます。私が今まで経験してきた、とても子育てが困難になってしまった結果として、子どもさんが大変になってきた父子家庭のお父さんというのは、まずは絶対といってもいいくらいご相談に行っておられないんです。どこへも。では、生活の状況というのは、もう本当にラーメンだけとなっているんです。だから家の中も本当に大変な状況に至ってしまう。結局働くことに懸命で、そこだけでお父さん方が充実した形をとろうとされているような場合が多いのではないかと思います。ですから富田委員のおっしゃいましたように、私は経済的な問題だけでこの問題をとらえることが一番危険なことだろうと思って、ずっとそれは感じております。本当に子どもがその中で何とかやっけていこうとしているんだけれども、結局しわよせは全部子どもさんのところに行く

ということの認識をうんと持っていないといけないんじゃないかと思っています。

それは父子家庭のことなんですが、その場合に一つ、私はやはりどういうところにどういふふうに行けばよいかということが母親以上にお父さんの場合はわかってないんじゃないかと思うんです。これはもう結局お父さんというのは、そこからどこかへ働いて行かれる方たちが多くいわけで、地域とのつながりがまずないので、このあたりが一つ大きな問題で、じゃあそこを救っていくのにはどうすればよいかということになるかと思いますが、一つはやはり兼ねてよりここで、いろんなどころに必ず出てきた問題が各機関の連携といいますが、例えば幼稚園であり小学校であり、先生方は何らかの形で気がついていらっしゃるながら、やはりプライバシーのことがあってということがずっとあって、このサポート機関との連携というのが何もないんじゃないかと思います。

ここら辺はこのほかプライバシーの問題があるので難しい面もあるかと思いますが、何か鎌倉市として、例えば富田先生がおっしゃっていたように幼稚園や保育園の先生方に対して認識を持っていただくと同時に、親にこここのところへ相談に行ってくださいというような進め方ができるかなと。いろいろ思うんですが、とにかく連携というようなことの中で何か支援ができないかなと思っています。

松原委員長 ありがとうございます。

父子家庭のお話を中心にしていただきまして、それはひとり親世帯全般に通ずることかなと聞いておりました。

ほかにいかがでしょうか。

松原委員長 そうしましたら幾つか確認をさせていただいて、もしその確認についてのご意見があればいただくことにしたいと思うんですが、一つは、ひとり親ということで今回議論を進めていきますが、ひとり親という分類の中には母子と父子と寡婦あるいは寡夫という分類ができるんですが、児童福祉審議会でするので、子どもの年齢から寡婦については関連するところでは議論させていただくことにして、母子、父子家庭への支援を中心にして議論をしていくのかなというふうに考えております。この点はよろしいですか。

それから、児童福祉審議会ということですので、今の各委員のお話の中にも実はそういうことが織り込まれていたと思いますが、子どもの状況、それは全般的な子育て支援につながる部分もあるかと思いますが、ひとり親世帯の子どもの独自の悩みもあるかと思いますが、父子家庭なり母子家庭なりにいる父子家庭の女の子、母子家庭の男の子というのはなかなか親に相談しにくいことがあったりするのかもしれませんが。そんなことも全般的な議論の中では、子どもというところにやはり大きな主眼を置きながら議論をしていきたいと。この辺は一つの姿勢の問題として確認をさせていただきたいと思います。

さて、それで具体的な課題ですが、大体2カ月に1回のペースで今期は児童福祉審議会を進めてきておりますので、そうしますと我々の任期が11月ですから7月、9月、11月ということになります。それぞれ中間報告という形で出してきた、それぞれの進捗状況をご報告いただきましたから、最後は総体として三つの柱についてもう1回確認をしたり補足

の議論をしたりする時間も欲しいと考えますと、今日を含めて3回、あと残り2回ぐらいの中で議論を詰めていくというのが現実的なスケジュールになってしまうかと思います。もちろん必要があれば委員とあるいは市側と調整させていただいて、1回多くやるとか最後11月のところを少し時間を多くとってやるとか、必ずしもそれだけしかありませんということではないかとは思いますが、今の大きなスケジュールとしてはそのようになっています。そうなりますと、少し絞り込まなければいけないということで今委員のご意見を伺ってきたんですが、ちょっとお話いただいたことをメモしてきましたので、概要と中間報告を書く順番とかで少し重みのつけ方では異なってくるのかもしれませんが、とりあえず4点と思います。

一つは加藤委員、石井委員にご発言いただいた形の中で、セルフヘルプ全般というよりはむしろピアサポートですね、そうしたものが鎌倉市の中でも確立していけるような形、どう行政が支援できるのか。その中では、新保委員は事業の委託先を母子会に変えるというようなことがあるのではないかと、具体的な発言も既に出てきておりますが、そういうのも一つのきっかけになるかと思えます。そのほかにいろんな手だてがあって、これはいろいろと議論を尽くさないといけないと思えますので、次回以降皆さんにまたお知恵を拝借すると思えます。そういうピアサポートについて行政はどうやっていくのか、これが1点。

2点目は相談体制の充実だろうと思えます。この中には四方委員がおっしゃってくださった連携ネットワークも入ると思えます。それからハローワークとの連携、新保委員がご指摘してくださったことも、ここの中にも含めたいと思えます。国は自立支援事業とかいろいろ言っていて、技術訓練ですとかそういうのを施策として展開していますが、その部分まで踏み込みますと、なかなか市では限界も出てくると思えます。その辺連携という形で国や県がおやりになるさまざまな就労支援、ハローワークを通じての連携ということで、そのこともネットワークの中に組み込ませていただきますが、相談のところではやはり離婚、これは富田委員がおっしゃったし、加藤委員もご質問の中で指摘されました。離婚しようかどうかと、あるいは夫の暴力があるんだけれどもというような相談から、いろんな経緯の中で離婚をされた後、どういうふうに生活を再構築し、子どもを育てていくかということの相談の大切さ、皆さんがご指摘をしてくださったと思えます。そういう相談という場面でもピアサポートがあってもいいのではないかと石井委員のご指摘もございましたので、1点目との関連性もあると思えますので、鎌倉市としてのそういうひとり親家庭への相談体制の充実ということで、我々が何を考えられるかということについて2つめの柱にしたいと思えます。

それと関連して、ただ相談をしているだけでは解決しないことがたくさんあります。こういう既存の制度が準備されておりますので、こういったものの使い勝手をどういうふうによくしていくか。これは、例えば場合によっては対象世帯の見直しなんかにもつながる部分があるかもしれません。あるいは生活そのものの拡充みたいなことが出てくるかもし

れません。数は多いとは思いませんが、それでも準備をされているそのものについてもっと使いやすいようにするというのを、これは相談の場面にもかかってきますので、またそれぞれの制度を点検していきながら、皆さんにもご意見をいただきたいと思っております。

そういったピアサポート相談、使い勝手ということ、制度の改善みたいなところを通じて、4点目にどうしてもひとり親ということになりますと、母子家庭が中心になってしまいますが、各委員のご指摘もありましたように父子家庭へのサポートを、それこそピアサポート相談、制度の対象すべてにかかわってきますので、議論の中では父子家庭への支援も忘れずにやっていくということで、あるいは父子家庭への独自の支援策が何かないんだろうかということも含めて、父子家庭のことについても考えるということで4点。ピアサポート、相談、そういう制度の使いよさ、それから父子家庭への支援ということを柱にしながらか議論を進めていけたらと思いますが、こんなまとめでよろしいかどうか、ちょっとご意見をいただきたいのですが、どうぞ、石井委員。

石井委員 今の四つのまとめの中に、先ほど松原委員長がおっしゃいました子どもの状況というのが、相談体制の充実の中に入っていくというような理解でよろしいでしょうか。

松原委員長 そうですね、これは、必要だと思います。場合によってはピアサポートの中でも、本当に母子家庭なら母子家庭の仕方なりの悩みを話し合えるような場があってもいいでしょうし、やはり子ども同士の交流みたいなものもあってもいいのかなと思います。

石井委員 そうですね。少しつけ加えますと、私も学校等で児童生徒の相談を受けたり、いろいろ不登校児童生徒を見てまいりますと、やはりひとり親家庭というのはとても率的に高いと思います。その背景にはやはり幼くして本当に大切なものを失ってしまったということの悲しみとか怒りを自分の中で処理できない。特に離婚の場合には親はいいんです、それが最善と思って選択したけれども、子どもは全然関係ないわけで、だけどそのことをお母さんと共有できない、僕は寂しいとか、お父さんのことを話題にしたいとか、離婚の場合は特にそういうことを共有できなくて、非常に私は大きな傷を負っているなど感じておりますので、ぜひその辺についても手厚く考えていきたいなと思います。

松原委員長 子どもの状況について、それぞれ相談の現場とか保育の現場とか、浅井委員の場合、児童相談所という立場ですから、いろいろまたご発言をいただけたらと思います。もちろんプライバシーの問題がありますので、突っ込んだ議論は、なかなか事例を取り上げるというのも難しいと思いますが、それぞれの立場からそれぞれひとり親世帯に限らず、子どもということについてもご発言をいただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

松原委員長 そうでしたら、残り10分ほどですので、で事務局よろしいでしょうか。

追加で、次回までに用意をしていただく資料の確認としては、富田委員から幼稚園関連のひとり親の状況というのが出ておりました。あとは何かありましたか。

こども福祉課長 ひとり親家庭の年齢構成について。

松原委員長 そうでしたね。そのほかこんな資料が準備できたら用意してほしいというの、おありになりますか。次回までということで。

よろしいですね。

松原委員長 これは間がありますので、お気づきであれば各委員から事務局に今後も連絡をして追加していただければありがたいと思います。

それでは、次回の日程を決めさせていただいて、きょうは終えたいと思います。

松原委員長 では7月14日、午後6時から午後8時ということで日程取らせていただきます。

事務局から何か、よろしいですか。

松原委員長 それでは、きょうは、5分ほど時間が余裕を持って終わります。

どうも、ありがとうございました。